

山梨県立大学における国際交流の推進に関する規程

(平成22年4月1日制定 大学第2301号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第8条第2項の規定に基づき、山梨県立大学（以下「本学」という。）における国際交流の推進に関し必要な事項を定める。

(国際交流の推進)

第2条 本学は、学生及び教職員による国際交流を推進する。

2 世界で活躍できる人材を育成するため、外国の大学等との国際交流協定の拡大をするなどして、学生の海外留学や外国人留学生の受入れなどを推進する。

3 教育内容の充実や研究水準の向上のため、教職員による外国の大学等との教育・学術交流や国際共同研究などを推進する。

(国際交流に伴う危機管理)

第3条 本学は、国際交流を推進する過程で発生する危機管理に的確に対処する。

2 国際交流に伴う危機管理に関し、必要な事項は、別に定める。

(国際交流協定の締結)

第4条 本学の国際交流協定の締結は、「大学間交流協定」及び「学部等間交流協定」とする。

2 国際交流協定の締結に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務)

第5条 国際交流の推進に必要な事務は、学生支援課で行う。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、国際交流の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。